

特別養護老人ホーム醍醐入所要項

1. この要領は、特別養護老人ホーム醍醐（以下「施設」という。）の入所に関する基準を明確にすることにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。
2. 入所対象者
入所対象者は、要介護3～5と認定された者のうち、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難なものとする。ただし、平成27年度の入所要件の改正に伴い、要介護1，2の方については特例入所の要件に該当し、行政からの意見を元にして、入所検討を行ったうえで入所対象となります。
3. 入所の申し込み
 - (1) 申込方法
入所の申し込みは、特別養護老人ホーム醍醐入所申込書に被保険者証の写し及び介護支援専門員等が作成する「特別養護老人ホーム醍醐入所意見書」を添えて申し込むこととする。
 - (2) 受付簿の管理
施設は受付簿を作成し、申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理しなければならない。また、辞退や削除等の事由が生じた場合はその内容を記録しなければならない。
4. 入所検討委員会
 - (1) 入所の決定に係る事務を処理するために、合議制の委員会又は会議（以下「検討委員会」という。）を設置する。
 - (2) 検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の関係職員で構成する。また、検討委員会には施設職員以外の第三者（当該法人の評議員のうち地域の代表である評議員等）の参加を求めることが望ましい。
 - (3) 検討委員会は、施設長が招集し、原則として2か月に1回の開催とする。
 - (4) 検討委員会は、入所選考者名簿の確定を行う。
 - (5) 検討委員会は、審議内容を記載した議事録を作成し、2年間保存するとともに、県及び市から求められた場合には、これを提出しなければならない。
5. 入所選考者名簿の調整
 - (1) 調整方法
施設は、入所選考者名簿（以下「選考者名簿」）を、別表（入所申込者評価基準）に基づく評価により、上位の者から登載する。
 - (2) 調整時期
施設は、選考者名簿を、検討委員会の開催に合わせてその都度調製する。

6. 選考者名簿の確定

検討委員会は、選考者名簿の上位の者について、別表（入所申込者評価基準）の特記事項の妥当性等、選考者名簿の順位を総合的に勘案し、選考者名簿の順位を確定するものとする。

7. 入所者の決定

施設は、確定された選考者名簿に基づき入所者の決定を行うものとする。

8. 特別な事由による入所

次に掲げる場合においては、別表の評価基準及び検討委員会の審議によらず施設長の判断により入所を決定することができる。この場合において、施設長は次回の検討委員会に報告しなければならない。

- ① 災害や事件・事故等により検討委員会を招集する余裕がない時。
- ② 老人福祉法に定める措置委託及び市が措置委託に準じ入所を依頼した場合。
- ③ 施設サービス計画に基づき当該施設から居宅に復帰した退所者の再入所の場合。

9. その他の取扱い

(1) 申込者への説明

① 申込時の説明

施設は、申込者又は家族等に対して入所決定方法、3の(1)の変更及び辞退の報告などについての説明を行い、申込書の確認欄に確認の署名を受けるものとする。

② 評価結果等の説明

施設は、申込者又は家族等から申し入れがあった場合には、申込者自身に係る別表（入所申込者評価基準）に基づく評価結果、選考者名簿の順位、入所決定過程等について説明しなければならない。

(2) 申込者の調査及び関係機関との連携

施設は申込者の状況について、原則として1年（3の(1)の変更の報告があった者については、当該報告後1年）に1回調査を行うとともに、申込者の担当介護支援専門員を始めとした関係者との継続的な連携を図り、常に的確な情報把握に努めるものとする。

なお、調査の対象とする申込者については、入所の必要性に高い申込者についてのみとすることができる。ただし、その場合は、入所の必要性の高い申込者についての根拠を明確にしておかなければならない。

10. 適正運用

特別養護老人ホーム醍醐は、この入所要項に基づき適正に入所の決定を行うものとする。

11. 入所要項の適用時期

(1) 入所要項の取扱い

寒河江市の入所指針に準じたものであり、2年後を目途として見直すこととする。

(2) 入所要項の適用時期

この入所要項は、平成29年2月1日から適用する。